

## 市民の声（1月分）

<b>意見 48</b>	<p>R5. 1. 10</p> <p>蔵波台に住む者です。コロナ禍での運動不足解消の為、友人とウォーキングを始めて3年目になります。</p> <p>ウォーキングコースは、ドラッグストアのヤックスを出発し、さつき台病院、長浦駅、県営住宅前を平成通り方面に向かい、ヤックスまで戻る約1時間を歩いています。</p> <p>その通り道にある街灯についてお願いがあります。上記のコースの街灯で先日数えただけでも38個の電球が切れています。県営住宅から平成通りに向かう坂道では28個も切れていました。普段車を使うのでさほど気にしていなかったのですが、歩いてみると相当の数の街灯が切れており、暗すぎます。</p> <p>これは3年前から感じていたことで、いつかは改善されるだろうと思っていましたが変わらないのでご連絡致しました。</p> <p>通勤通学でよく利用することが多い通りだと思えます。</p> <p>お忙しいとは思いますが、安全、防犯のためにも至急、交換をお願いしたく存じます。</p>
<b>回答</b>	<p>R5. 1. 27 防災安全課 商工観光課 土木管理課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご意見をいただきました街灯の消灯の件についてですが、初めに、市が管理している道路照明灯につきましては、5箇所の消灯が確認できましたので、消灯の原因を調査したうえで、修繕等の対応を実施してまいります。</p> <p>次に、市が主に電柱に設置している防犯灯についてですが、故障等の場合には、24時間365日対応の管理会社が運営するコールセンター【0120-101-664】で受付しており、通常、お問い合わせから5日以内に対応しております。防犯灯の下部には、管理番号が記載された防犯灯管理プレートを取り付けてありますので、お手数ですが、今後、防犯灯の故障を発見された際には、前述のコールセンターに管理番号をご連絡くださるようご協力をお願いいたします。</p> <p>最後に、県道及び県営住宅前から平成通りに向かう、いちよう通りの街路灯につきましては、地元商店会の管理による商店会街路灯となります。市では、この商店会街路灯の維持管理に対して、電気料や修繕費への補助金の交付を行うなど、維持に努めてきたところですが、これらを管理している地元商店会については、後継者不足等により会員数が年々減少しており、これに伴い自己財源も減少していることから、商店会街路灯の維持管理が困難であるとの相談が市へ寄せられているところでございます。</p> <p>このことを受け、早急に改善を図るべく、今後の対応について協議を進めているところであります。ご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解くださるようお願い申し上げます。</p>

	この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
<b>意見 49</b>	<p>R5. 1. 4</p> <p>東京は高校生まで医療費無料とか月5, 000円給付するとか、とても子供に色々してくれるし、いすみ市も子供に給付してくれたり色々やってるのに、袖ヶ浦市は子供に何もしてくれないのはなぜですか？</p>
<b>回答</b>	<p>R5. 1. 24 子育て支援課 農林振興課 学校給食センター</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりご意見をいただきました、子育て環境への取組に対するご要望について回答いたします。</p> <p>他自治体において、急激に進行する少子化や人口減少に歯止めをかけるための施策として、現金給付をはじめとした各種取組を展開していることは承知しております。</p> <p>そのような中、本市においては、臨海部を中心に子育て世帯が増加していることから、保育施設の整備や、小学校の増築、放課後児童クラブの拡充を重点的に行っているところです。</p> <p>また、以前から実施している学校給食の食材購入費の一部補助に加え、令和4年1月より第3子以降学校給食費の免除制度を開始するとともに、本年度は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、袖ヶ浦産の新米コシヒカリ5キログラムを「子育て応援！すくすくガウラ米」として配布いたしました。</p> <p>引き続き、待機児童対策として新たな保育施設の整備に取り組むとともに、現在、子ども医療費助成の拡充についても検討しております。</p> <p>市独自の現金給付については、一時的なものであっても、厳しい財政状況から実施は困難ではありますが、未来を担う子どもたちのため、安心して子育てできる環境を目指し、実現可能な施策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。</p>
<b>意見 50</b>	<p>R5. 1. 16</p> <p>久留里線の収支経営状況が発表され、改めて厳しいということを実感したもので、特に久留里-上総亀山にかけての数字はとても厳しいが、きちんと観光や利用促進の手を打てば挽回できるチャンスがあるように思う。</p> <p>①久留里線を遠足や部活の遠征で利用してくれた学校、観光バスツアーに組み入れてくれた旅行会社、自治会などでの集団利用に対し、3市で助成金制度を設けたらどうか。</p> <p>あちこちでJR、第3セクターともに実施実態があります。(JR木次線、JR吉都線、旭川市、網走市、兵庫県香美町など)</p> <p>私が子供の頃は小学校での自然体験学習の亀山少年自然の家に列車、きみかめバスで行きましたが、今は小学校によって行く自然の家が亀山だけじゃなく富浦、鴨川、千葉市(長柄町)と分かれることもあり、最近は亀山だけじゃなく富浦も列車で行かないそうです。</p> <p>②久留里線で博物館に行こう！プールに行こう！道の駅に行こう！みたいな取り組み、久留里線で来てくれたお客様への賛同店、ホテルでの割引、久留里城資料館、木更津博物館金のすずの紹介を3市互いに行い、久留里線の紹介と併せて宣伝する。</p>

久留里市営プールや百目木公園プールの夏の時期に合わせ、久留里線で来てくれた子供たちに入場料割引、飲み物のプレゼントなどの特典を用意する。

(利用証明は切符、または無人駅間の乗車の場合は運転士が領収書を渡す。)

うまいたの里や味楽園についての紹介を3市で掲載し、久留里線の紹介と合わせ宣伝する。お店にも久留里線宣伝コーナーを設け、列車に乗るきっかけになるような仕掛けをしてみる。

沿線の飲食店で賛同に協力してくれたお店、亀山のホテル旅館において久留里線利用者に対し割引などの特典を用意する。

### ③夜遅い列車(21時台)と昼間の1本を差し替え

久留里-上総亀山間は今のダイヤでは昼間にはまともに利用できないので、21時台の1往復(亀山21:14→久留里→亀山21:59)と昼間を1本差し替えることができれば、それが望ましい。

### ④もっとJRとの連絡を密にすること。

プロレス列車は大成功であったが、途中駅における他市担当者、他市観光協会担当者による見送りはなく、久留里でも市(企画調整課、上総行政センター)担当者による出迎えは見られなかった。3市をあげて盛り上げる気風を作してほしい。

### ⑤川西康之氏との関係について

毎日新聞の記事では、「協議会のヒアリングでは『利便性さえ確保されれば、鉄道でもバスでもいい』という市民の声が明らかになっている。鉄道にこだわらず、バス化によるコスト圧縮が現実的だ」とコメントしている。

川西康之氏はコンサル業務だけでなく建物やデザインのトータルデザインも行っているため、川西氏が手がけた新潟県のえちごトキめき鉄道のように、駅舎や駅名板のデザインで地域に親しまれる駅作りができたかどうか。茨城県のひたちなか海浜鉄道においても各駅の周辺をモチーフにした個性的な駅名板で地域に愛される鉄道作りをしている。

## 回答

### R5.2.1 企画政策課

日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度、\*\*様からご提言いただきました内容についてお答えいたします。

JR久留里線の利用促進につきましては、これまでもJR久留里線活性化協議会において、乗り方教室や菜久留トレイン等の取組を推進しております。ご提言いただきました制度や事業につきましては、今年度策定予定の地域公共交通計画の目標を達成するための各種事業等を検討する際に参考にするとともに、関係団体と協議・検討させていただきます。

なお、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社との連携につきましては、JR久留里線活性化協議会部会において、利用促進や沿線地域の振興に取り組むため定期的に情報交換を行っていることから、引き続き連携を密にしていまいります。

また、株式会社イチバンセンの川西康之氏につきましては、JR久留里線活性化協議会の令和2年度事業において久留里線沿線の活性化を図る効果的な取組を考えるにあたり、その基礎となる利用者と沿線住民のニーズをワークショップやヒアリング等で把握するためにご協力をいただいております。今後も必要に応じて協力依頼してまいります。

この度は貴重なご提言、誠にありがとうございました。

<p><b>意見 51</b></p>	<p>R5. 1. 20</p> <p>私達の会に寄せられた市民の声です。現在検討中のごみ問題について、下記事項はどのようにお考えかお知らせください。</p> <p>◆ **さん</p> <p>団塊の世代も高齢化を迎える現在、ゴミの回収に関して****で提案しませんか？</p> <p>私の住んでいるところは坂の途中、ゴミステーションまでは、坂を下って200メートルほどの位置にあり、「行はよいよい帰りは・・・」で、今後足腰が弱ったらゴミ出しは出来なくなり、ゴミ屋敷になる可能性もあります。</p> <p>これは坂道に限ったことではなく、すべての高齢者が対象となると思います。そこで肉体的にゴミ出しに行けない高齢者または障害者には特別処置として自宅前で回収してもらえる制度を作ってもらうのはいかがでしょうか。</p> <p>◆ **さん</p> <p>私が以前住んでいた東京都青梅市は昔から（45年以前？）からごみは自宅前に出し回収車が巡回しながら回収しています。今も時々青梅に行きますが現在もそのシステムです。結果として不法（仕分け間違い、指定日以外にゴミ出しなど）にごみを出すことはなくなり、結果として集荷したごみを再仕分けする必要はなく人件費の削減にもなっているようです。資源回収も同様に各班で、軽トラで各戸回収しながら集荷所に持って行き集荷業者のトラックに積み込みます。</p> <p>私も役員時代軽トラを運転して回収し、集荷所で業者のトラックに積み込んだのを思い出しています。このシステムは行政と市民の理解と協力体制が出来ていないと難しいと思います。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R5. 2. 8 高齢者支援課 廃棄物対策課</p> <p>日頃より、市行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>ゴミステーションにごみを出すことが困難な方への訪問収集を検討しないか、とのことですが、県内の自治体においては、日常的なごみ出しが困難な高齢者や障がい者等を対象に、ごみ出しの支援として、収集員が自宅を訪問し、玄関先から可燃ごみ、不燃ごみ等の収集をしている自治体がございます。</p> <p>本市においては、現時点で直ちに訪問収集を行うことは考えておりませんが、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げています、ごみ収集日や収集ルートの見直しに併せて検討していきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、高齢者の方が、ごみ出しを含めた困りごとの相談があった場合には、生活支援を行う有償ボランティア団体の紹介など、相談者に合わせた支援を行っているところではございます。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p><b>意見 52</b></p>	<p>R5. 1. 26</p> <p>带状疱疹予防接種 費用助成についての提言です。</p> <p>带状疱疹は、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となることがあります。特に50歳代から発症率も高くなります。</p> <p>コロナ禍において世代問わず発症率はあがっているのではないのでしょうか？</p> <p>現在、医療機関において带状疱疹ワクチンは①生ワクチンと②不活化ワクチンが取</p>

	<p>り扱われていると思いますが、費用が①8,000円位、②24,000円位だと思います。②については2回接種推奨となっています。出来ることなら予防効果の高い②を接種したいところですが、高価すぎて接種を躊躇してしまいます。</p> <p>他県・他市でも助成実施しているところが増えてきているようです。袖ヶ浦市でも是非、検討して頂きたい。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R5.2.13 健康推進課</p> <p>日頃より市行政へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>この度ご意見をいただきました带状疱疹ワクチン接種の費用助成について回答いたします。</p> <p>予防接種につきましては、予防接種法に基づいて市が実施する「定期接種」と、希望者が各自で受ける「任意接種」がございます。</p> <p>定期接種は、定められている年齢の期間内であれば公的負担により、無料又は一部自己負担となりますが、任意接種は、原則自己負担となっております。</p> <p>带状疱疹ワクチンの発症及び重症化を予防する带状疱疹ワクチンにつきましては、現在任意接種となっておりますが、国の厚生科学審議会において、带状疱疹ワクチンの効果の持続性や発症頻度などから、導入に最適な年齢と、期待される効果や安全性について、議論されており、定期接種化に向けての検討が行われております。</p> <p>市といたしましては、まずは現在実施しております定期接種を確実に進めてまいりたいと考えており、現時点においては、带状疱疹ワクチンの助成は考えておりませんが、今後も国の動向を注視してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p>
<p><b>意見 53</b></p>	<p>R5.1.31</p> <p>本年1月1日に発生した市内バイオマス発電会社の設備火災事故について、下記に質問と要望を記します。</p> <p>1. 発生よりほぼ1ヶ月が経過した現在もまだ消火されていないようだが、本火災事故に対する市の対応について、以下確認したい。</p> <p>(1) この火災事故消火対策の体制はどんなで責任者は誰か</p> <p>(2) 当該企業のホームページの情報では消火のメドも立っていないようであるが、何故こんなに時間がかかるのか</p> <p>(3) 前記ホームページでは火災に伴う異臭について健康影響が無さそうなことを言っているが、市としての見解はどうか。企業側の調査ではなく市独自の調査検討がなされているのか。</p> <p>2. 企業側の発信情報が不十分で要領を得ない中、住民は風向きによって現在も異臭に悩まされているし、健康被害は本当に無いのか不安な日々を過ごしている。</p> <p>同時に市からの情報発信も当該企業まかせで、市独自の調査見解の発信がなく、市の危機管理能力にも不安を抱かざるを得ない。</p> <p>(1) 企業側の情報だけでは信頼性に欠ける。市としても、独自に調査検討を実施して見解を発信して欲しい</p> <p>(2) 今回これだけ近隣の住民に迷惑や心配をかけ続ける企業に対する管理監督者は誰なのか</p>

	<p>(3) 一連の事故対応が済んだ後、この企業にこの事業を継続させるのか。そもそも当該事業をする能力があるのかを誰が判断するのか  異臭による頭痛、吐き気などの被害、洗濯物への異臭付着などの被害に対する補償について、市はどうあるべきと考えるか</p>
<p>回答</p>	<p>R5. 2. 17 環境管理課 消防本部警防課  日頃より市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>初めに消火対策の体制についてですが、消防隊の運用、指揮、統制、連絡及び情報収集並びに災害の防御対策を確立するため、消防本部内に消防長を本部長とする警防本部を設置するとともに、発災当初から災害現場には管理職や消防隊長を現地指揮隊長とする消防隊を配置し、常時放水可能な体制の整備及びガス濃度測定、警防本部や事業者との連絡調整が可能な体制を整えております。</p> <p>次に、何故消火に時間を要しているかについてですが、袖ヶ浦バイオマス発電所には、燃料貯蔵サイロが4基（A1・A2・B1・B2）あり、そのうち2基（A1・B1）に貯蔵していた試運転燃料（木質ペレット）から白煙が上昇していましたが、散水及び窒素ガスの注入により、現在では微量の白煙が確認できる程度まで低減されております。</p> <p>A2及びB2サイロ内のペレットについては、白煙が確認されていないこと及び温度やガス濃度の値から、状態が比較的安定していると思われるものの、長期間保管は発災リスクの高まりが懸念されることから、安全管理を徹底した上で、速やかな搬出処理が必要と考え、1月31日から事業者と協力しながら、サイロ内の状態が最も安定していると思われるB2サイロからペレットの搬出作業を行っております。</p> <p>また、A1及びB1サイロ内につきましては、既に散水を実施しており、サイロ本体の耐荷重が限界付近になっていることから、窒素注入を継続することにより、サイロ内の温度やガス濃度の安定化を図っているところであり、1日も早い災害の終息に向けた対応策について、継続的に事業者と協議検討してまいります。</p> <p>次に、火災に伴う異臭の健康被害についての市の見解と独自調査についてですが、本市では、市内の7カ所の測定局において二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等の主要な大気汚染物質について常時監視しており、火災発生以降の測定局における測定項目については、直ちに市民に健康被害を与えるような数値は測定されておられません。</p> <p>このほか、ダイオキシン類などの有害物質について、1月11日から18日の間、長浦測定局、横田測定局の2地点で同時に実施し、2月13日に判明した測定結果では、環境基準値を下回っております。</p> <p>また、1月15日から18日にかけて、火災現場の風下にあたる市内の3地点において、悪臭防止法に基づく22項目の特定悪臭物質等の測定を実施し、2月16日に判明した測定結果では、こちらについても異常な値は確認されませんでした。</p> <p>これらの測定結果については、本市のホームページによりお知らせいたします。</p> <p>今後も、市内の大気環境について継続して監視してまいります。</p> <p>次に、企業に対する管理監督者についてですが、当該事業者と千葉県と本市の間で、「環境の保全に関する協定書」を締結し、当該事業に伴って生ずる環境への負荷の低減について規定しています。</p>

当該協定の目的に基づき、事業者は、千葉県と本市に対して、毎日の状況報告と週に一度現地における定期報告を実施しており、これらの報告に対して、必要に応じて改善指導等を行っています。

次に、一連の事故対応後の企業の事業継続についてですが、現在は、災害の終息に向けた対応を行っているところであり、今後、火災の原因究明や再発防止等に向けた改善指導等を行ってまいります。

最後に、異臭被害に対する補償につきましては、調査の結果、被害の原因が今回の火災に起因することが明らかになった場合は、原因者が対応するものと考えますが、本市としましては、必要に応じて周知するなどの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。